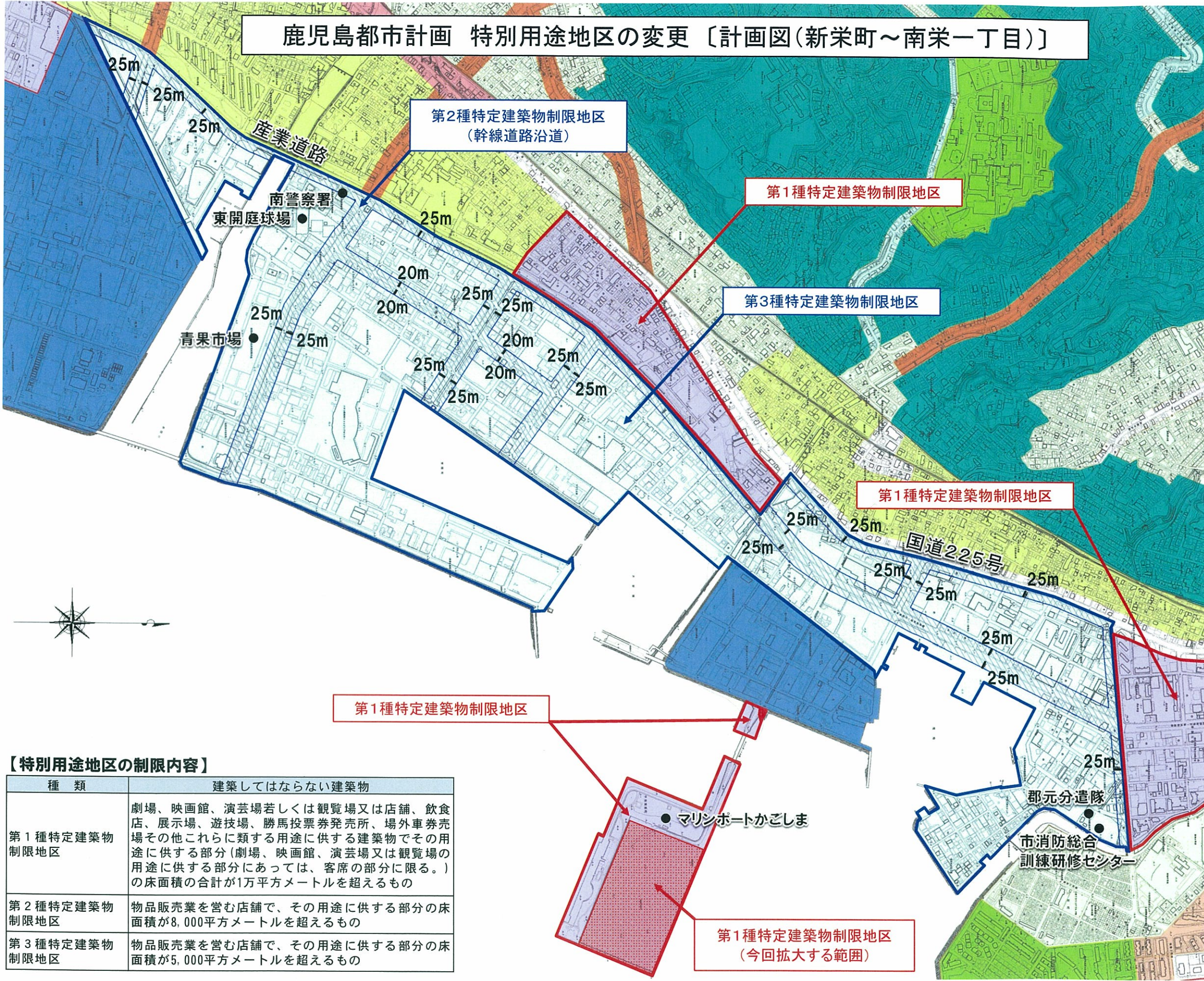


鹿児島都市計画 特別用途地区の変更〔計画図(新栄町～南栄一丁目)〕



凡例

〔特別用途地区〕

- 第1種特定建築物制限地区
- 第2種特定建築物制限地区
- 第3種特定建築物制限地区

〔用途地域〕

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【特別用途地区の制限内容】

種類	建築してはならない建築物
第1種特定建築物制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
第2種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積が8,000平方メートルを超えるもの
第3種特定建築物制限地区	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積が5,000平方メートルを超えるもの

第1種特定建築物制限地区

第1種特定建築物制限地区
(今回拡大する範囲)